



中国会計税務実務

2021年第7号

今回のテーマ：個人所得税確定申告に関する2年目の変更点について

2019年から新個人所得税法が施行され、個人所得税の確定申告は今年で2年目となる。2021年3月1日から、2020年度の確定申告が始まり、税金の還付あるいは追加納付で忙しくなることが予想される。2021年2月8日、国税総局は「2020年度の総合所得に関する確定申告についての公告」（国家税務総局公告2021年第2号。以下2号公告という）を発表し、2020年度の確定申告に関する関連要求を明確にした。

今号では去年と比べた際の変更点、特に外国籍職員及びその雇用主に係る変更点について簡単に説明していく。

主な内容：

対象	2019年度確定申告 (44号公告)	2020年度確定申告 (2号公告)	変更点
国外において所得が発生した場合	窓口での申告のみ	ネット上での申告が可能	ネット上での申告が可能となり、外国籍職員の確定申告の利便性が向上している
意図的ではない過小納付または過大還付が生じた場合	どちらも罰則の対象	納税者が自主的にまたは税務機関の警告を受けて、適切かつ適時に修正申告を行う場合、「初犯不罰」の原則に基づき罰則が免除される	「初犯不罰」の原則に基づき、2019年度の確定申告に係る不備がある場合であっても、自主的に修正を行うことが容易となる
2019年度の確定申告に関し、納付されていない税金がある場合	年度間の関連性については特段の規程は設けられていない	先に2019年度の修正申告を行い、追加納付と事情説明を行ってはいじめて、2020年度の確定申告を行うことが可能となる	納税者は、社会信用記録を維持しながら納税申告を行うことが重要となる

お見逃しなく：

外国籍職員に対しては次のように提案する。

- 2020 年度について非居住者として予定納税申告を行ってきたが、実際には居住者に該当する場合には、速やかに居住者として確定申告を行う必要がある。
- 2019 年度の申告状況を整理し、未解決事項が発見された場合には、「初犯不罰」の原則から、速やかに追加納税などの修正申告を行いリスクを低減させるといった対応が求められる。
- 外国籍職員の納税に関する判断は、常に居住者・非居住者の判断を必要とするため非常に複雑で、確定申告時においては税務当局窓口での調整も必要となる。したがって必要に応じて第三者のサポートを求め、円滑な納税申告を行うといった対応も考えられる。

外国籍職員を雇用している会社に対しては次のように提案する。

- 中国での滞在日数を把握する必要がある。特に新型コロナウイルスの影響により外国籍職員の納税身分の転換に係る情報については速やかに把握し共有する必要がある。
- 外国籍職員に確定申告義務を注意喚起しながら確定申告に協力する必要がある。また必要に応じて第三者のサポートを求めることも考えられる。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ：Japan@cn.gt.com